

令和4年度（2022年度）
社会福祉法人紫苑の会 法人本部
事業報告書

令和4年（2022年）年度は、第二次中期計画に基づき、本部事業計画として以下の3点に重点を置き事業を推進しましたので報告します。

1. 収支バランスの安定化と財政の健全化
2. 雇用の安定化と人材育成
3. 新型コロナウイルス感染防止対策

1. 収支バランスの安定化と財政の健全化

「福祉・介護職員処遇改善臨時特別交付金」が令和4年2月から支給が開始されました。正規職員及び嘱託職員には固定手当（月額4,500円）を支給し、有期契約職員には契約日数・時間により固定手当を支給しました。

この「福祉・介護職員処遇改善臨時特別交付金」が9月末に廃止され、10月から「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」となりました。計算方法が変わりますが、支給金額に変更はありません。（有期契約職員は時給に上乗せ支給になります。）

国からの交付金によって職員の給与改善（ベースアップ）を図ることは大変有り難いことです。

また、10月から有期契約職員（非常勤職員）の時給最低賃金が、1,041円から1,072円に変更になりました。

令和3年度からスタートした法人の「運営企画会議」は、令和4年度は、①給与表の見直し、②第三次中期計画の検討 の2本立てで毎月開催しています。理事の佐々木貴洋氏を中心として、法人四役（理事長、事務長、施設長、副施設長）が参加して進めています。

① 給与表の見直し：等級表の見直し（役職の応じた等級の設定）、ピッチの検討、当法人の実態の即したモデルとなる給与表の決定および手当の見直しまで進んでいます。

令和5年度中の完成を目指して進めています。

② 第三次中期計画検討：第二次中期計画策定後、令和4年度が5年目に当たります。

令和4年8月より運営企画会議の中で第二次中期計画の評価を行い、第三次中期計画の作成・制定に向けて取り組んでいます。

これまでの経緯と進捗：

8月：委員の選任・方針等について

9月：「町田市障がい者プラン21～26」の内容を検証

10月：町田の丘学園進路主幹 萩原先生を招いての懇談会を開催

11月：個別課題（GH等）について検証

12～1月：コロナで休止

2～3月：第二次中期計画の評価

2. 雇用の安定と人材育成

令和4年度の新規入職者は8名（正規職員0名、有期契約職員5名、特別業務職員3名）、退職者は12名（正規職員1名、有期契約職員9名、特別業務職員2名）でした。

離職率＝26%（正規職員＝5%、有期契約職員＝34%）

昨今の雇用を取り巻く状況は大変厳しく、大手の求人媒体を使ってもなかなか人材が集まらない状況があります。

8月に開催された「福祉の仕事」では、2名の方からオファーがありましたが、残念ながら2名とも採用には至りませんでした。

福祉職は、その内容の特殊性から敬遠されてしまう傾向があります。そうではありますが、一方で福祉職（とりわけ障がい福祉）は、利用者さんとのコミュニケーションで職員一人ひとりが直接的な手ごたえを実感できる魅力あふれる職場でもあります。そのような魅力を伝えながら、現場で働くことのやりがいと楽しさを実感できる人材を獲得していきたいと考えています。

3. 新型コロナウイルス感染防止対策

令和4年度も前年度と同様、法人および各施設が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けることとなりました。

具体的には7～8月にかなりの数の利用者さん及び職員の感染がありました。同居の家族から感染が始まったケースも相当数ありました。

そして、12～1月には、それを上回る数の感染報告があり、勤務を休む職員、利用者さんが続出しました。また、同時にグループホームでクラスターが発生しました。この時、利用者さんは10日間の自宅（グループホーム）待機としました。（全員に陽性反応が出ましたが、全員無症状でした。）

1月中旬以降は感染報告が無く、このまま5類に移行し、収束または「危険性が低いウイルス」の扱いとなっていくのではないかと思われます。

4. その他

<地域との交流>

「シャロームまつり」は前年と同様に中止とさせていただきましたが、後援会主催の「歌声ひろば」は、12月から活動を再開しています。（感染者が拡がった1月のみ中止としました。）

2年以上休業しておりました「パン工房シャローム」は、8月1日より、曜日と時間を限定して（火・水・木、11：00～14：00）営業を再開しました。

コロナの影響で中止となっていた後援会主催の「チャリティーコンサート」は、今年は感染防止対策を講じた上で、人数を制限して開催することになりました。（令和4年11月12日（土）14：00～ シャロームの家1Fホール）

同じ理由でこれまで中止となっていた「青少年育成南第三地区委員会」は、令和4年度から対面開催が再開され、法人からシャロームの家副施設長が出席しています。

<BCP>

令和6年度より義務化されるBCP（事業継続計画）は、令和4年度から作成に取り掛かっています。大枠の骨子は完成し、未完成部分については、検討委員会を組織して完成させていきます。